

第12回西和賀町議会定例会

令和3年3月10日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番 おはようございます。深澤重勝です。一般質問に入る前に、ワクチンの接種がやっと始まったばかりではありますが、依然として終息の见えない新型コロナウイルスで亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお闘病中の患者の皆さんにもお見舞いを申し上げます。また、厳しい医療現場で日夜ご奮闘なされております医療関係者の皆さんには、そのご労苦に心から敬意と感謝を申

し上げます。

そして、あの忌まわしい未曾有の東日本大震災津波から、明日3月11日で満10年を迎えます。改めまして、被災された方々に心からご冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げたいと思います。復興の進捗度については、受け止める方々によって大きな開きもあるようですが、心の問題も含めて、完全復興を願うものであります。

質問に入ります。今回の一般質問は通告のとおり、水道事業関係と役場両庁舎改修に伴う対応ということで、2件ですので、よろしく願いいたします。

最初に、西和賀町水道事業経営戦略についてであります。議会初日に議案上程の際、担当課長さんから水道事業に関わる問題で、水道法の一部改正によることかもしれませんが、るる説明がなされ、答弁をいただいたようなものですが、一応通告のとおり質問いたします。

先般議会全員協議会において、水道料金に関わる問題について説明がなされました。私は、水道事業の将来の事業環境の施設の見通しについて質問いたします。施設の見通しについて、町民の皆さんにも知っていただく意味を込めて、全文を読み上げます。平成29年度に水道事業統合整備事業を完了した。この事業により、湯田簡易水道における平成30年度から8浄水場のうち6浄水場を廃止し、新設された長嶺浄水場と柳沢浄水場の稼働を開始した。これによる維持管理費の縮減と給水効率の向上を図ることができた。一方で、沢内簡易水道については、直近の整備からおおよそ15年経過しているほか、人口減少に伴う給水効率の低下が懸念される。よって、将来的な更新需要は一層高まると予想さ

れることから、管路や施設の老朽化の状況を把握し、経営に与える影響を検証しながら、施設統合計画を策定する予定としていただいております。以下、沢内簡易水道についてお伺いします。それぞれ番号順にお聞きします。

最初に、管路や施設の老朽化の状況を具体的にどのように把握しているかお伺いします。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。一般質問2日目、よろしくお願ひいたします。

ただいまの深澤議員さんのほうからの質問でございますが、この件に関しまして、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひします。それでは、私のほうからお答えします。

各種の水道事業に関する調査、あるいは当時の施工図面等を基に状況を把握しているということです。それらを基にすると、管については旧沢内簡易水道の6割程度が地方公営企業法施行例による法定耐用年数を経過しているものと考えています。また、浄水場等の設備についてですけれども、中部浄水場、なめとこラインの奥側にある浄水場ですけれども、中部浄水場では川舟地区から太田地区まで給水をしているわけですが、この中部浄水場がほかの浄水場に比べて特に老朽化が進んでいるものというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今特にも中部浄水場、湯の沢から太田までの区間ではありますが、60%が耐用年数を超えているということでしたけれども、実際は耐用年数は何年になっておるのですか。それと、一応定めによる耐用年数と、実際的には耐用年数以上に一般的には使える部分あるわけですが、一概には言われぬかもしれないかもしれませんが、通常は何十年ぐらいいつものですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 耐用年数についての考え方ですけれども、先ほど私が申し上げました地方公営企業法施行例による法定耐用年数というのは、機械や設備などの固定資産が使用に耐えられる期間として法的に定められた期間という意味合いになります。この年数をもって、資産の価値をはかる減価償却をするための計算期間として定められています。よって、実際の耐用年数とは相違があるわけですが、水道管というふうに言われた場合に、様々な種類の管を埋設しております。その管によって当然その耐用年数が違いますけれども、例えば铸铁管、ダクタイル铸铁管と言われるような鉄の管もありますけれども、それは実際の耐用年数は80年から100年くらいというふうに言われています。それから、今現状で一番耐用年数が短いものがビニール管と言われているものがありまして、いわゆるV P管、V U管などと言われる灰色のビニール管、あれについては40年程度というふうに言われておりますので、水道管の実際の耐用年数については、40年から80年くらいの間というふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、これは通告しておりませんが、関連ですが、湯田と沢内の水道の最初に工事した、何年に工事したか分かりますか。分かっておればですけども。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、手元に資料がございませんので、正確なことは申し上げられませんが、うちのほうで存在する書類を調べたところ、昭和30年代に水道の認可を取っているというような書類がありますので、実際にはそれ以前から、当然戦後間もなく復興で水道が布設されたはずですので、もうちょっと早いのかなという気持ちはしておりますけれども、今のところちょっと正確な資料がないためにお答えできかね

ます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 ありがとうございます。実は、大体実際的に何年になったのかなということも私も調べてみました。何か記録残っているであろうと思って、沢内村史と湯田町史を調べてみたわけですが、湯田町史には、旧湯田町は昭和35年、給水開始したとだけ記されておりました。それが湯本か川尻か、場所は分かりませんが、35年に給水が開始されたという記述があって、残念ながら沢内村については、いろんな記録は年数を追って書いておいたのですけれども、水道に関してはたった3行しか記述がなく、いわゆる湯の沢の水源、有孔管を埋設して人工伏流水で取ったということぐらいの記述で、正直なところかつての担当者、何人かから聞いたのですけれども、もう五、六十年もたっているものですから、詳しいことは分からないということの言い方だったので、おおよそを聞けば昭和30年の初めの頃、岩手県全域で簡易水道の工事のことというようなことを聞いたので、ということからすると、おおむね60年以上、昭和で言えばもう九十五、六になっておりますから、60年から70年ぐらいになっていると思うので、かなり老朽化しているだろうということを当然推測できるわけでありますから、そういう面でも断水になった方々、あるいは当時の水道工事に関わった方々は、かなりこのことを心配しております、水道管の老朽化の問題を。そういう面で、今回できるだけのことをお聞きしたいなということも聞いていますから、何とかよろしくお聞きしたいというふうに思います。

それで、通告しております今2番目、直近五、六年という曖昧な表現ですけれども、断水やトラブルの発生状況はどの程度あったか、あれば具体的な状況を説明願いたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、断水の発生状況ということで、いわゆる旧沢内簡易水道分ということでお答えしたいと思います。

断水といった場合には、突発的に発生するもの、それから例えば工事などで計画的に断水を行うものなどがあるわけですが、突発的に発生した水道管の漏水修繕等を原因とする断水ですが、本年度分も含め、5年分を報告したいと思います。平成28年度4件、影響戸数1,175戸、断水日数4日、平成29年度1件、影響戸数9戸、断水日数1日、平成30年度3件、影響戸数1,245戸、断水日数3日です。令和元年度2件、影響戸数553戸、断水日数2日、令和2年度3件、影響戸数81戸、断水日数4日となっております。

なお、これらの数字には、道路改良等に伴う配水管布設替え工事の際のいわゆる計画断水、あるいは個人宅の給水管更新による断水は除外しております。また、断水日数について報告をさせていただきましたけれども、便宜上1修繕につき1日を単位として報告しましたが、その多くは午前9時から午後4時までの間に修繕を終えておりますので、申し上げます。

また、水道のトラブルということに関してですけれども、例えばこれは水質事故、タンクローリー車が横転して積載物がこぼれて取水口の水が濁った、あるいは排水管の漏水により家屋浸水した、あるいは排水管の漏水を原因として道路陥没が生じて交通事故が発生したというようなことを指しているものと思われませんが、このような事故は発生しておりません。なお、断水しないといけないような場合については、対象世帯へのチラシ配布、あるいはひかり放送を利用し、漏水、断水の周知に努めているところです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今ありましたように、ほぼ毎年のように大なり小なり断水しているわけですが、原因は

おおむね共通している原因ですか。当時それなりに聞いたこともあるような気がしますけれども、断水する件数によって原因が違うというようなことはなくて、ほとんど同じような原因ですか、その内容について少しお伺いします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 断水の原因ですけれども、今申し上げました件数のうち、大体9割が突発的な漏水によるものですし、それ以外についてはいわゆる中部浄水場の取水、一番最初に水をくむところというようなイメージしてもらえばよろしいかと思えますけれども、例えば大雨等によって川が濁って取水ができなくなったということで、取水能力の低下ということも原因の一つとしてあります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 突発的な漏水ということですが、私の聞き方が悪かったのか、いわゆる漏水の原因だったのですが。

議長 上水道課長。

上下水道課長 大変申し訳ありません。突発的な漏水の原因というのは、いわゆる管の老朽化が原因ということで考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 いわゆる管が老朽化していて破裂したということの解釈でいいわけですね。とすれば、今あったようにかなりの距離数になるわけでありまして、全距離がほぼ同じようなリスクを負っているというような捉え方をしなければならぬというふうに思いますので、十分な対応をこれから議論していきたいと思いますが、考えていかなければならない大きな問題だろうというふうにも思います。

それから、今そのことについて、どうのこうのというところまでは言いませんけれども、実は直近で漏水があったときに、対応が給水車でなくて消火栓を開けて奥から水を取ってくれ

というのが役場からあったというようなことをちょっと耳にしたのですけれども、そういう事実はあったわけですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 どの事例を指してそのようにおっしゃっているのか分かりませんが、実態としてはそういう場合もあります。うちのほうでは、給水車のような応急的な、そういった車両を保有しておりませんので、例えば水の出る消火栓、あるいは公民館で給水をしているというのが実態です。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 分かりました。ありがとうございます。

次に進みます。3番目の経営の基本方針の1番目に、使用者が安心できる水の安定供給を恒常的に持続させるために、適切な水質管理や施設管理に努めるとありますが、やはり今言ったかなりの距離で、取水池も含めてですけれども、日常の管理状況をお伺いしたいというふうに思います。特に湯の沢の場合については、場所が地形が地形なだけに大分苦勞なされているというふうにも思いますけれども、通常の水質管理業務の状況をお伺いしたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 私どものほうで行っている管理、日常的な施設の管理については、維持管理を行う会計年度任用職員を2名雇用しております。その職員が基本的には毎日施設を巡回して、施設の草刈り等の維持管理、あるいは薬剤の補充などの維持管理を行っております。同時に、各浄水場等には遠隔で監視できる装置を設置しておりますので、維持管理担当者の携帯端末に情報が随時伝達される仕組みになっており、24時間365日の監視が可能となっております。また、西和賀町水道事業として、毎年水質検査計画を定めており、水道法で定められている法定検査を定期的実施しているところです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 大変ご苦労さまです。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やっぱり町民の中には、具体的にどういう管理しているだろうなという管理状況も大分心配されている方もありますし、実は私も地元においてあまりまで見る機会も、見もしなかった怠慢な部分もあったわけですが、水源地からずっと回ってみました。いわゆる見ると緩速ろ過池といいますか、ろ過液といいますか、あれは俗に言うそのまま、無防備という表現もなんですが、ああいう状態がいいものですか。たしか昔はフェンスか何かあったような気がしたのですけれども、そういうのはなくて、ああいう状態がいいものですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員おっしゃるとおり、本来であればやはり門扉に鍵をして管理するというのが通常のやり方だと考えております。ただ、やはりフェンス等も雪で毎年倒されるような状況にあって、それ基本的には毎年修繕して直しているというような状況ではありますけれども、一部については修繕が利かないくらいフェンスが潰れているというような場所もあるので、そういう場所のご指摘だろうなというふうには感じておりますけれども、これらについても今後対応を検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 実際行ってみて、ちょっとびっくりした部分もあったわけですが、やはりこういった多雪地帯でありますから、そういう施設の管理というのは大変だというのは十分分かりますけれども、ご案内のとおり、今なめとこラインが工事中であります。大型車両も通っておったり、あるいはいろんな人の通行量もかなり多くなってきておりますので、実際水を使っている町民も本当にこういう状態がいいのかなというふうな心配もしておるわけでありまして、でき得る最大限のといいますか。その分お金も

かかることでありますけれども、もうちょっと何とかというような工夫をしていただければなというふうに思いますし、やらなければならないのではないかなというふうに思ったりしますので、十分にご検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、次に進みますが、4番目と5番目については、一旦読み上げますけれども、沢内簡易水道については、経営に与える影響を検証しながら、施設の統合計画を策定する予定としているという表現されておりますが、具体的な計画を策定する予定としているというあまり聞き慣れない表現ですので、ふっと思ったのですけれども、具体的にどのような状況であるか、また5番目として極めて大きな事業になることから、統合事業の着手まではともかくとの表現になりましたが、計画なくして着手はあり得ないわけですから、少なくとも具体的な整備計画の作成を速急にすべきと思いますが、いかがですかということで質問しておりますけれども、冒頭に申し上げましたように、水道法の一部改正に伴うことであって、議案上程の際に課長さんがる説明されましたので、そのことの繰り返しもいいのですけれども、これについて一括質問的に読み上げましたので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 水道事業は、いわゆる独立採算、水道料金の収入をもって事業を進めていくというのが基本になっております。本町の水道事業は、収入で支出を賄うことができていませんので、赤字経営体質ということになっております。

一方、旧湯田簡易水道事業の統合事業を実施する際に充てた起債の償還が令和5年度まで上昇し続け、ピークになることから、現実的に取りかかるとすれば、償還のピークが過ぎてからということになると見込んでおります。事業の着手には、早くても令和6年度以降になるものというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 確かに湯田の統合事業はかなり大きな金額でやったわけでありますから、財政的な部分、そのことは当然理解はします。水道事業、水の重要性は申し上げるまでもないわけですが、経営に与える影響というのは当然検証しなければならないことでありますけれども、いわゆる水の安定供給というのは、経営への影響より重要度は以下にはならないというふうには思うのですが、いかがですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員ご指摘のとおり、いわゆる給水の収益をもって、それを事業化していくということですので、給水しなければ収入もないということになりますので、その辺はバランスを見ながらといいますか、設備にかける費用と、それから給水の状況、あるいは何でもかんでも事業を一気に進めるということも当然できないような、選択して集中してやっていくということも必要ですので、令和3年度、4年度については施設台帳整備を集中的にやっていくということで考えているわけですが、こういったことも含めて、町の財政サイドとも協議しながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 様々ご苦勞おかけしますが、極めて大きな問題だというふうに思いますので、十分な対応を期待しまして、次の質問に移ります。

次に、役場両庁舎に伴う対応についてであります。今年は、ご案内のとおり、うし年であります。駄じゃれではありませんけれども、牛にあやかって、いわゆる反すうしながら質問したいというふうに思います。

本庁舎、分庁舎の議論は平行線のまま、あるいは幅広い議論を求める1,300人を超える署名

の請願も受け入れていただけないまま、庁内組織である庁舎のあり方検討会の結論をもって、分庁舎方式を進めることに決定したことからとあります。以下、通告しておりませんが、前段で質問したいと思っておりますけれども、この関連で確認の意味も含めてお伺いします。庁舎のあり方検討会の結論をもって分庁舎制の継続を決定したことからというふうにはありますが、その検討会は第何回目の検討会で、何月何日に開催された検討会ですか。

議長 細井町長。

町長 庁舎改修について、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、先ほどの議員さんの質問についてお答えいたします。

庁舎のあり方検討会については、令和元年度に4回開催しております。先ほど申し上げました方針については、第3回目の庁舎のあり方検討会、令和元年10月31日、この時点において方向性を固めております。その後、令和元年の11月21日から12月6日まで、町政懇談会において、庁舎のあり方についての方針、整備計画等について住民に説明を行っております。

町政懇談会での意見、質問等について協議あるいは内部での確認等を行い、第4回庁舎のあり方検討会、これは令和元年12月25日ですが、第4回目の庁舎のあり方検討会において、最終的な方向性を示したものであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今言われまして、何回か検討委員会を持って検討されておるようでして、我々も全員協議会において検討委員会の会議録の開示を求めたわけでありまして、たしか昨年9月だったと思いますが、これだけ大きな問題でありますから、十分に内部で検討したということは説明を受けているにしろ、具体的にどのようなことを議論されたものかということも、やはり町民

としてもかなり大きな関心事でありますから、その内容町に公表すべきだということを申し上げましたけれども、これも受け付けていただけませんでした。結果的に1,200人を超える署名が集まったというのは、やはり将来にわたるいろんな問題を含めている問題でありますから、幅広い議論を求めたものでありますので、これは庁内だけの結論というのはやっぱり納得し難いという部分があったというふうに思います。

そういう意味で、それらに応える意味も含めて、庁内で内部検討した内容を公表すべきだということを申し上げましたが、受け付けていただけなかったわけですが、改めてお伺いしたいと思いますが、内部検討の内容を公表するということは駄目なものですか、町長。

議長 細井町長。

町長 検討の協議につきましては、参加されたメンバーがいろいろな自分の思いを言うと思いますので、それは幅広く自由に議論したらいいと思いますが、検討委員会としてはやはり一つの方向性をまとめていくわけですから、どういうものが多数で、どういうものが肯定されたかというふうなことで、整理されたものを示していくのが筋かなというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 請願書の回答もそうですけれども、何となくいろんな面を聞いておきますと、この問題を意図的にすり替えているように思います。

今申し上げました庁舎を新築する場合は、他の施設のときと同様に、幅広い意見を聞くのは当然と言っておりますけれども、新しく建てる場所なのですが、言っているのは本庁舎制がいか分庁舎制がいいかも含めて、幅広い議論を求めていっているようなものでありますから、その辺あたりは再三答弁を聞いているとすり替えているなというふうに私は感じて聞いております。

ですから、今言うように、もしそれらのことに何らかの形で回答していただければ、それは

それでいいのではないかなというふうに思いますが、併せて先般の全員協議会で町長の話聞いて、「んっ」と思ったのですけれども、新庁舎を建てる場合、本庁の住所移転で議決の3分の2の特別議決が必要だというようなこと言われましたが、このことは正式な会議録に残しておかないと、後々万が一、場合によっては重要なポイントになる危険性があるというふうに思いますが、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 手続は手続について決められたことがあると思いますので、それに従ってやっていくということだと思います。

議長 深澤重勝君。

7番 いや、今の町長の手続とはどういう手続の部分と言うのかかみ合わない部分かと思えますけれども、いわゆる議論の中で出たのは、将来的なことで分からないわけではありますが、今その部分もかなり言われます。合併協議の当時の知っている人たちがかなり亡くなってきております。ですから、特に亡くなっている方が多いのは沢内のほうだとみんな言われますし、現に旧湯田沢内と言うのはなんですが、旧湯田町には今の現職の町長、副町長さんと、そのときに携わった人もいるわけありますから、その状況によって変に流されるのではないかなということに危惧する人もありますし、ご忠告を受けたりしますし、私も思うことがあります。

そういう中で先般の、いわゆる3分の2議決が必要なことを、そう簡単にできるのではないというようなことを言われたというのは、言わんとするのは、私から言うまでもないと思えますけれども、西和賀町の本所住所地というのは、今の湯田庁舎ではないということ、ましてや合併協定書に書いているのは、事務所の位置は新庁舎を建築するまでというふうになっておりますから、変なところで建てるにはその3分の2議決が必要だというようなことになっていけば、今言ったように、場合によっては非常に厄介な

問題が起こるのではないかなという、その危険性を感じるものですから、正式の場に議論の会議録として残しておかなければというふうに思うわけですが、改めていかがですか。

議長 細井町長。

町長 今我々が手がけているのは、役場庁舎の改修でございます。今の事態を、危険性をクリアするというのでやっているものでございます。役場庁舎を西和賀町で建設するという場合は、根本的に時間をかけて議論するという必要性があると思います。

議長 深澤重勝君。

7番 ただいまの問題は、当然庁舎を改築するというのは重々分かっておるわけですが、その話の延長線上でこういう形のことを話するというのはいかがなものかということをおっしゃったわけでありませう。

それでは、その改修について通告のとおり伺います。今回の改修計画は今まで議会で答弁してきた沢口総合開発センターは、危険で一刻の猶予もないというような言い方で、湯田庁舎は最小限とか最低限の投資でということをかたがし強調してきた経緯からすれば、とても最低限、最小限と言えるような内容とは思われませうけれども、答弁との整合性を伺います。

議長 総務課長。

総務課長 庁舎改修についてお答えいたします。

今回の湯田庁舎耐震改修等工事及び老人福祉センター改修工事の設計業務を進めるに当たっては、庁内に庁舎改修検討委員会及び検討部会を設置し、1つ目として改修を行う庁舎が町民、職員ともに利用しやすい庁舎とすることを目指す、2つ目として長期的な視点に立ち、長期の使用にも耐え得る施設環境を整備する、3つ目としてよりよい住民サービスを提供できるよう直接的に町民に対しサービスを提供している実務者レベルの職員も交え、検討を行う。

以上の3項目に留意し、検討委員会及び検討部会で検討協議を進めてまいりました。庁舎の

在り方の方針については、1、湯田庁舎及び沢内庁舎の分庁舎方式を継続する。2、厳しい財政状況下であり、現在ある施設の有効活用を前提とし、最小限の経費で対応する。3、湯田庁舎は必要な改修工事及び耐震補強工事を実施し、長寿命化を図り、引き続き庁舎として使用する。4、老人福祉センターは必要な改修工事を実施し、長寿命化を図り、引き続き庁舎として使用する。5、沢内庁舎開発総合センターは、改修による長寿命化が難しいことから、解体する。6、議場は湯田庁舎にある旧議場を改修し、使用するという説明をしてきたところであります。

この方針に基づき、先ほどお話ししました3項目に十分留意しながら、改修内容について検討、協議を進めてきたものでありますので、これまでの説明、議会答弁との整合性は図れているものと考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 これは、受け止め方と説明する側、あるいは認識のずれかもしれませんが、少なくとも説明はした、整合性が取れているということでありましたが、当初の言い方からすれば、本当に最小限、最低限の投資ということを強調されてきた意味からすれば、ちょっと納得できない部分があるわけですが、これについてはそれ以上のこと申し上げませんが、先ほど制度の問題でちょっとあれしたのですが、このことは議決をして事業も完了したことでありますけれども、先ほどの水道の統合事業であります。記憶を掘り起こして遡って議事録を確認してみたら、平成23年12月、全員協議会と平成24年3月の予算委員会でありましたが、水道統合事業の総額は31億と見込んでおりますということをおっしゃって答弁、説明しております。ある議員から実施計画を出してほしいとの意見がありましたが、うやむやの状態でありました。

それから毎年何件かずつの入札案件が提案され、我々は議決してきたわけではありますが、終わってみれば50億円です。財源内訳は国庫補助金約15億円、町債が約34億5,000万、一般会計繰入金が約5,000万、31億の説明が50億です。まちなか交流館、当初の説明では年間の維持費約200万円程度との答弁と記憶しております、確認しておりませんが。年間維持費に200万以上も、負の遺産ならぬようにということで、特別委員長の意見も付されていたように記憶しております。それが今年度予算では378万です。

いろいろ、ご答弁されましたけれども、最低限、最小限が内装も外装からエレベーターまで、あるものを有効活用というものであれば、立派な階段があるわけでありまして、3階まで大変だというのであれば、会議場所をJAや消防署や森林組合の2階に設定すればいいし、2階も大変だというなら公民館を使えばいいと思いますが、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問の内容は、湯田庁舎に設置するエレベーターについての質問と捉えまして、お答えしたいと思います。

改修内容について、湯田庁舎のほうへはエレベーター設置という設計を行っております。改修内容を検討するに当たって留意する事項については、先ほどお答えいたしました。その1つ目に改修を行う庁舎が町民、職員ともに利用しやすい庁舎とすることを目指すとしております。町内の人口のうち、65歳以上の方の占める割合が50%を超える状況を踏まえ、役場に訪れる方が利用しやすい環境づくりが重要であると考えております。

湯田庁舎の3階には議場、会議室があることから、役場に車椅子で来られる方や高齢者の方が利用しやすいようエレベーターを設置するものであります。

ご質問にはありませんでしたけれども、沢内

庁舎老人福祉センターの改修についてであります。階段部分に車椅子で来られた方が利用できるよう、階段昇降機を設置する設計となっております。また、沢内総合公園、多目的広場、野球場側に現在スロープがありますので、直接2階の事務室や会議室に出入りできるよう、スロープの改修を行うことで、車椅子で来られる方や高齢者の方でも利用しやすい環境づくりを行うよう、設計をしているところであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 こんな意地の悪い言い方、なるべくならばしたくないと思っておりましたけれども、これからのことに触れますが、いわゆるバランスの問題です。②番にありますバランスの問題は、合併自治体に限らず、全ての合併組織に共通する人間の感情問題であると思います。

昨年の12月議会で同僚議員が、昨年の12月と昨年の3月議会にも同じような質問して、同じような答弁なされておりますけれども、沢内庁舎における会議室について、住民の要望について述べられております。町当局の答弁は、総務課長は代替施設のことを繰り返し、そして町長は議員が島根県で研修したように、ないものはないということの決断の下で、不便も我慢して慣れろとまでは言っておられませんけれども、意味はそういうことだというふうに受け止めました。そのことには2つの意味がありますけれども、その上での答弁だったのか、町長にお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうからお答えいたします。

ないものはないという言葉の意味ですが、私が考えるには、1つ目としてないことを強調すること、2つ目として何でもある、全てそろっていること、この2つの意味があるものと解釈しております。町長がさきの12月議会で述べられた意味は、前者のないことを強調することであると考えております。

現在の老人福祉センターの2階の広い会議室については、事務室として活用することから、これまでであった広い会議室はなくなるということになります。庁舎のあり方の方針でお話ししました現在ある施設を有効に活用するという考えから、この老人福祉センター2階の会議室の代替として、西和賀消防署2階会議室、花巻農協湯田、沢内支店2階会議室、西和賀町森林組合2階会議室を活用していきたいという考えであります。

なお、今回の沢内庁舎老人福祉センターの改修内容では、2階に20人程度が入れる会議室を設置することとしており、この会議室については必要に応じ、2つの会議室に分けて使用することができるよう設計しております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 時間もあれで、ちょっとあまりはしょりたくないのですが、普通一般的にこの辺で言うには、ないものはない、ねえものはねえという言い方をして、全てあるということを意味するのです。そして、全てあることの立場にいる人がないことの立場にいる人に向かって我慢するというような言い方は、人間やりませんよ、普通は。今湯田沢内をあまり言いたくないと言いながらあれなのですが、沢内の住民の大半が「ほとんど湯田に行ってしまう」、「みんな持っていかれてしまう」、「おまえら何してる」ということを面と向かってかなり言われます。そのほうにいる立場の人が、ないものはないということで、慣れればそういうものになるのだという言い方というのは、あまりにも配慮がないというふうに私は思います。

ですから、このことをあえて強く言いたいわけでありますから、同僚議員も言っていますように、様々な課題を抱えている中で、それらを乗り越えていくには、町民のそうだという一致した気持ちの持ち方というのは極めて大きな問題だというふうに思います。そういう面で、答

弁はともかくとして、本当にそうだなという一体感を醸成する在り方というものをもっともっと考えなければいけないということ強く思うわけでありまして、相手の立場、言われた立場の人はどういうふうを感じるのだということをもっともっと配慮していかなければならないということ強く申し上げておきたいというふうに思います。

このバランス問題で、3、4一緒になってしまうわけですが、去年の広報西和賀の12月号、大変おめでたい岩手県最優秀になったわけでありまして、西和賀で振り返る15年の歴史の中の広報担当者の記事が写真つきで取り上げられておりました。皆さんご存じのとおり、平成17年の創刊号に小林課長さんが載っておりました。記事が真実で公平であることは当然ながら、合併当初は両町村のバランスに相当難儀したと書いております。これは正しいとか正しくないという問題でなく、人間の感情問題なのです。そのときに、いわゆるいいほうの立場にいる人が逆の人の立場のことをどのように捉えるかということが極めて大きな問題であるということ強く感じるわけでありまして、今回の庁舎等の対応も、あまりにも理詰めで理屈にはかかないませんよ。我々ここで1人、当局は入れ替わり立ち替わり3人も4人も答弁するわけでありまして、理屈にはかなうわけありませんけれども、人間の心情として、もっともっと配慮することが大事だろうというふうに思います。

それとあわせて、④になるわけですが、平成28年6月の定例会において、今は亡き佐々木孝道議員が町長、副町長、教育長の三役が全部そっちのほうに行くということは、住民感情も含めて、トラブルになる可能性があるのではないかと思いますという質問に、町長は両庁舎を活用するという考え方はさらに延長すべきだという考えに立っております。そしてさらに、ご指摘ありましたように、庁舎のバランスということには、今後も引き続き配慮したいと答弁して

おりますけれども、様々な状況の変化はあるかもしれませんが、今申し上げましたように、私は全く配慮というものを感ぜられませんけれども、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 先ほど来のご発言にありましたけれども、ないものはないというのは、議員の皆様方が研修してきて私が指導いただいた言葉でございますので、それ以外の他意は全くございません。皆さん方のほうがよくこれをそしゃくされたものというふうに思います。

それから、両庁舎の活用ということですが、今もそのとおりやっているわけでございまして、私自身も必要に応じて両庁舎動く、弾力的に動いて、両庁舎を活用していくということであり、庁舎の果たすべき役割は、やはり住民にサービスを提供する場所としてふさわしいような設置をしなければいけないということと、さらにまたそこに働く人の労働環境にも十分配慮したものとしなければいけないということで、庁舎の役目を果たすというものだと思います。そういうことに十分配慮して、今回も庁舎の改修等には配慮してきているつもりではございます。

議長 深澤重勝君。

7番 あとは繰り返しになると思うのですが、たればの問題ではないのですが、たまたまこの建物の建築年度によって、今現在の湯田庁舎と沢内庁舎が仮に建てる年度が10年ぐらい違って、そっくり別の立場になったことを考えてみれば、たればではないのですが、いわゆる沢内庁舎に三役、議場、全部来てという状況を少し想像してみれば、大体どういことが起きると思いますか、町長。たればで答える必要ありませんと言って答えるかもしれませんが、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 西和賀町という一つの町になったわけですから、その中でどう物事を処理していくかと

いうことのほうが大事でありまして、どこかにあって、それが住民に非常に不便をかけるとか、それでうまく物事がいかないということであれば、それはそれで対処していくべきだというふうに思います。我々は、今そこに設置したものを有効に活用して、住民の負託に応えていくということを大きな使命とすべきだというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 何度も言うように、人間の感情というのは、正しいか正しくないかは議論が別であります。15年たったから一緒になったという、確かに物理的に、あるいは歴史的にはそういうことになるわけですが、たしか二、三年前の新聞だっと思います、遠くのことを言うのもなんですが、東西ドイツです。平成元年に東西ドイツの壁が壊れて丸30年暮れて、国が違ってたって人種は同じです。東西ドイツに住んでいる国民の30年暮れて一体感をどのように捉え、感じていますかということに対して、一体感を感じるというのは四十何%です。年数たったからそのとおりでいいということにならないのが人間の感情です。正しいとか正しくないというのは、そのとおりでありますけれども、いわゆる人間もある意味感情動物でありますし、政治とはある意味感情の行為な部分が非常に多いわけありますから、理詰めで物をどうのということではなくて、それに町民の感情がどのようなことを感じるかということにもっともっと配慮すべきだということを私は感じます。

そういう意味で言っておるわけでありまして、先ほど、繰り返しになりますが、町長も繰り返し言っているわけですが、用足しが十分できればそれでいいのだという割り切り方であれば、それはそれかと思いますが、ある意味バランスなり、そういう部分の配慮をするということを行うのであれば、5番目になりますけれども、私はさきの修正動議の件の延長線上で、今般の議案には反対の立場でありますけれども、

分庁舎制の継続と少しのバランスということに配慮するのであれば、沢内庁舎に少なくとも会議室と現状規模の図書室兼町民談話室程度の増設は、まさに最低限の対応と思いますけれども、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎改修については、令和2年度に湯田庁舎耐震改修等工事の設計額及び老人福祉センター改修工事の設計額が固まったことから、今議会で審議いただきます令和3年度一般会計予算にそれぞれの工事費を予算計上しておりますので、予算を議決いただいた後、令和3年度に工事着手し、年度内の工事完成、令和4年度から改修後の庁舎での業務執行を予定しております。

沢内庁舎については、これまでの庁舎に比較しスペースが狭くなり、いろいろとご不便をおかけする場合もあるものと思いますが、影響が少なくなるよう対応していきたいと考えておりますので、会議室等の増設については、現時点では具体的な検討は行っていない状況であります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 いや、会議のたびに、年間一般の人は何回あるかどうか分かりませんが、消防署の2階だ、JAの2階だ、あるいは公民館だ、バーデンと言えばバーデンはなくなったわけですが、貝沢から来れば、いわゆる町北から来れば30キロです。そして一方では、高齢化率50%云々というのは、やっかみで言うわけではありませんけれども、エレベーターで会議室に行く、一方は二、三十キロ、今日は消防署の2階だろうか、森組だろうか、どっちだっけというような在り方というのは、機能は果たしているかもしれませんが、あまりにも一般の町民の感情を無視した対応かなというふうには思います。

そのことを申し上げて、極めて残念な答弁で

ありましたけれども、そしてお粗末な質問の仕方です。申し訳ないと思いますけれども、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さんこんにちは。高橋輝彦でございます。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスに対応したワクチンがよい国内でも接種が開始されました。町民全員が接種を完了するのはいつになるのか、まだまだ流動的で分かりませんが、やっとここまでたどり着いたのかなという思いでございます。今後は、これまで同様、感染には十分注意した上で、経済の循環は今まで以上に活性化させなければなりません。これは、全町挙げて取り組む必要があります。

今現在町が行っている支援事業は、地域企業経営継続持続支援事業費補助金ということで、家賃補助と緊急資金利子補給金事業ということかなと思っております。国の三次補正の資金を早急に注入していただきたいなというふうに思っております。プレミアム券の発行など、アイデアを打ち出して、政策を行使していただきたいなというふうにご期待を申し上げるところでございます。

さて、今回の私の質問は、町民バスと山伏線の運行、またそれに関わる随意契約について、それから西和賀高校が作成したまち・ひと・しごと図鑑についての2件であります。

まず、町民バスの運行についてであります。

1点目です。岩手県交通さんが撤退を決められ

てから、町民の皆さんから不安の声が聞こえておりました。この不安を解消すべく、行政も大変ご苦労されたこととっております。そのような経緯の下、本年4月より町内路線は町民運行バスに移行し、大きく公共路線が変わろうとしております。新聞報道もありましたが、改めて詳細を伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの高橋輝彦議員からの質問は、町民バス運行関連でございます。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 4月以降の町民バスの運行の変更点等についてお答えします。

岩手県交通が現在運行している路線バスは、3月31日をもって廃止となることから、4月1日から町が町営でバスを運行しようとするものであります。西和賀高校への通学や通院、JR北上線との接続を考慮した中で、現在の岩手県交通の運行本数や時刻を一部見直しし、町民バスとして同じ路線を運行するものでございます。

なお、現行の町民バス、お出かけバスとっておりますけれども、として各地区を運行しているバスと同様に、運賃を1回の乗車100円に統一し、高校生以下と75歳以上については無料にしようとするものであります。ただし、本年4月1日から9月30日までの半年間は、岩手県交通撤退による町民バスの移行の円滑化に努める試行期間と捉えまして、今後の町民バス運行に向けた重点調査期間として、乗車運賃を無料として、利用方法の住民周知並びに利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

なお、運行や車両の管理はバス事業者への委託を予定しており、安全面やサービス面に十分留意して運行してまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。これまでの利用者様の声があるのかなと思います。最大限寄り添った対応が必要になってくるかと思っております。

契約された事業者様とは、その辺りの打合せとか、すり合わせみたいなものというのは行われておりますか。

議長 企画課長。

企画課長 さきに行われましたプロポーザルで契約する予定業者と、現在時刻であったり、運行ルート、また様々なバス停の関係であったり、調整を進めながら、今手続を取っておるところでございます。特にも時刻表などにつきましては、早めに町民の皆さんに周知したいなということで今作業を進めておまして、今議会で提案している状況ではございますけれども、早めに、15日には町民の皆様にお知らせできるような体制を取りたいなということで進めておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。今日の岩手日報さんにも掲載ありましたが、コロナ感染対策としまして、西北交通さんということで、バス車内を光触媒というのですか、の加工をして、安心安全で万全な体制でお客様を迎えるのだということでした。コロナ禍で売上げも伸びない中で、大変な努力をされていることと思います。そのほかの事業においてもやはり同じようなご努力をされていることと思いますけれども、当町におきましても利用者様がより利用しやすい運行となるようお願いしたいと思っております。

2点目です。公募型プロポーザル方式ということで、議会への説明会があったわけですが、聞き慣れないワードでしたので、私も今回勉強させていただきました。契約まで至る工程の難しさ、まだまだほんの一部とは思いますが、知ることができました。その中で、当町の随意契約について幾つか疑問点を感じましたものから、今回に至るということでございます。

今回のテーマは、いわゆる公共バスに関わるものですが、今までも、そしてこれからも、随意契約の制度はいろいろ、様々な場面で運用さ

れていくものですので、今後の行政と対象事業所間の随意契約について、一助となることができればと思いながら質問させていただきます。

今回の町民バス運行業務委託は、随意契約の中の公募型プロポーザル方式でなされております。この契約における実施要領の項目10、その他の(1)によりますと、審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じないとあります。これは、随意契約の透明性の趣旨からすれば、本来広く公表しなければならないという観点を考えますと、この文面の随意契約にはそぐわないのではないのでしょうか。ほかのある自治体では、選定の決定後速やかに、全てではないものの、ある程度の内容はホームページ等に掲載することを約束しているところもございます。その点いかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 審査経過や結果の公表についてお答えします。

今回の業務委託については、町民バスの運行として、よりよい提案を求める公募型プロポーザル方式で行いました。プロポーザル実施要領には審査方法を明記しているほか、業務委託仕様書(案)と審査項目や観点、配点を公開しており、参加者から提出のあった書類を基に選考委員が採点し、評点が優れているものを委託予定業者として選定したものであります。もって公平性、透明性は保たれているものと考えております。

なお、今回提案のあった参加者からは、本要領を承諾した上で申込みがあったものでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 公平性が保たれているということであり、実施要領は独自というか、自治体でつくり上げて構わないものということだと思いますけれども、もともとの考え方について議論してまいりたいなと思っております。

随意契約のメリットは、早期の契約の締結、手続の簡素化、小規模事業者でも参入可能等であります。一方デメリットは、予算の効率化、公平性、透明性、客観性の点だとされております。本来基本的に競争入札が優先であり、安易な随意契約を認められないということであり、条件をクリアしなければならないといひますか、当然のごとくデメリットは克服していかなければならないということであり、

ほかの自治体では、随意契約ガイドライン、プロポーザル方式実施基準等マニュアルを設けて運用しているところもあります。当町においても、上記デメリットを克服するために、早期にマニュアルを設けて運用すべきではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 随意契約のデメリットとマニュアル整備についてのご質問にお答えします。

初めに、デメリットとして挙げられました予算の効率化につきましては、現在のバス運行にかかる費用と今後の費用の試算を精査した上で、提案上限額を設定してございます。

次に、公平性、透明性につきましては、先ほど答弁した内容でございます。

最後に、客観性につきましては、選考に当たっての審査基準は、国土交通省が提示しているコミュニティバスの導入に関するガイドラインを参考に、外部有識者の確認も得て作成していることから、議員ご指摘の3点には対応できているものと考えております。契約の方式やマニュアルの有無にかかわらず、予算の効率化、公平性、透明性、客観性については、常に意識していかなければならないものと考えております。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、随意契約についてお答えしたいと思います。

随意契約については、地方自治法施行例及び西和賀町財務規則にそれぞれ規定が定められております。地方自治法第234条第1項では、売

買、賃貸、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものと規定されており、第2項では指名競争入札、随意契約または競り売りは政令で定める場合に該当するときに限り行うことができる」と規定されております。また、地方自治法施行例第167条の2第1項では、随意契約によることができる場合について9項目規定しております。

町では、随意契約は特例の措置として、地方自治法施行例第167条の2第1項に該当する場合にのみ認められた契約方法であることを十分に認識し、町財務規則の規定に基づき、公平性、競争の原理、適正履行の確保を図るため、随意契約の場合においても予定価格を定め、見積りを徴するなど、適正な制度運用に努めているところであります。

なお、町の会計事務研修において、職員への周知徹底を図っているところであります。議員がお話しされましたマニュアルの作成については、職員へのさらなる周知徹底を図るためにも、他自治体の取組状況等を踏まえ、作成に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひマニュアル等設けていただければというふうに思います。

今9項目というお話がございました。解釈の仕方の違いなのかどうか、その点疑問に思う部分がございますけれども、初めからマニュアル等に定めておけばよろしかったのかなというふうな思いがございましたが、今回の公募型プロポーザルでの選考審査委員は、当町の行政職員が4名と民間人1名の5人と伺っております。民間人の方が入っているのです、客観性等、公平性等保たれているというようなお話でございましたが、ほかではやはり一般的に行政職員の比率、構成員の比率が高いということは、公平性、客観性とも疑われるとされておるわけでありまして、こういう点は、すぐに改善できる点ではないの

かなというふうに思っております。こういう高いリスクのものは、今後は避けていくべきではないのかなと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、審査員についてお答えします。

審査員については、本事業に関連する各課の職員とし、利用者の視点に立った審査ができ、かつバス運行の内容を理解している者を選定しております。行政職員は、地方公務員法第30条において、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、私ども職員は常に公務員としての倫理感を持って職務に当たっておるところでございます。このことから、行政職員が審査委員として今回のプロポーザルに対応したことについては、公平性のみならず、適正な審査をするために必要な選任であったというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういうような考え方もあるのでしょうかけれども、ほかの自治体では構成員はほぼ民間の方、大学の先生とか、そういうのに詳しい先生方が入っておられるということでもあります。例えがちょっと違うかもしれませんが、例えば第三者委員会の中に身内の方々の構成員が多いというようなものと同じではないのかもしれませんが、周りから見るとそのように見られてしまうということだと思っております。今後、やはりこの点については考えていくべきではないのかなと思っております。公平性が疑われれば、やはり透明性や客観性も疑われまして、契約自体疑われかねないわけでありまして、このような事態、リスクを回避するために、やはり先ほど来言っているマニュアルを作成して活用することが大事ですし、実は周囲からも求められているのではないかなと思っております。

す。

他自治体では、先ほども言うておりますが、実行しているわけでありまして。今後マニュアル等作成に取りかかるといふことでもありますので、よろしくお願ひしたいといふふうに思ひます。

次に、山伏線運行についてであります。1点目です。昨年10月より、山伏線は実証運行がされております。この契約も随意契約でございました。随意契約になった経緯、理由、前に1度あったかと思ひますが、改めてお伺ひしたいと思ひます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、山伏線の運行についてお答えしたいと思ひます。

令和2年10月の契約の経緯についてでございます。令和2年3月、岩手県交通が広域路線として運行している北上線と山伏線の2路線を9月末で廃止する届を提出した旨の連絡が県を通じてありました。当初私どもは、北上線のみでの廃止を想定していたものでありましたが、山伏線も併せて廃止する届であったため、山伏線の利用者の把握や廃止による影響の度合いなどの調査を行うための時間を必要としたものであります。

北上線については、利用者が1日平均1人程度であるということと、JR北上線が代替路線としてあることから、バス路線の廃止はやむを得ないものと判断はしてありますが、山伏線については盛岡まで利用している人が四、五人程度いるという状況であることを調査で把握し、当面継続的な運行が必要であると判断したところであります。

令和2年10月からの運行を継続するためには、7月中に運行内容を決定し、西和賀町地域公共交通活性化協議会で承認を受けた上で、8月中には岩手運輸支局へ申請する必要がありました。このため、対応方針や運行内容の検討に当たっては、県及び運輸支局などの関係者の協力を得ながら進めてまいったところであります。

町では、町営での山伏線の運行について、県庁交通政策室に相談するなど対応し、県内他市町村の取組事例などの情報を紹介していただきました。特にも北上市などの詳細な取組情報を提供いただくなど、山伏線の運行に向けた検討を重ねてまいったところであります。

その結果、実証運行による手続が現実的な対応であると判断しましたが、利用者の把握や廃止による影響の調査、町営での運行方法の検討、関係機関との協議に相応の時間を要したため、競争入札に付した場合、10月からの運行が極めて困難であったことから、随意契約したものであります。

議長 高橋輝彦君。

6番 町にとって、町民の利便性の確保のためにいろいろな部署を駆け巡って、大変な思いでこの実証運行に至ったという、災害時級までとは思いませんけれども、そういう出来事だったという認識から随意契約に至ったということだと思います。町のそういう判断ということであれば、これはあり得るのかというふうに思っております。

2点目です。山伏線の実証運行はこの4月から半年間継続するのだということでもあります。もし随意契約するのであれば、そのさらなる理由、また③の先ほど申し上げたマニュアルを活用した随意契約、この事業から当たるべきではないのかなと考えますが、いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長 令和3年4月の契約方法についてお答えしたいと思ひます。

貸切バスの料金は、東北運輸局からの通知により定められていることから、4月以降の運行に当たっては、現在の受託者から参考見積りを徴収したところ、国が定めた最低料金での積算となっていたことから、価格競争の余地はなく、またこれまでの運行実績が良好であったことから、同事業者と継続して契約することが合理的であると判断し、競争入札に適さないものとし

て、随意契約を予定しているものでございます。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうからは、マニュアルの活用に関してお答えいたします。

随意契約のガイドライン等のマニュアルの作成に当たっては、先ほどお答えいたしましたけれども、他自治体の取組状況等を参考にしながら検討を進めたいと考えております。まずは、担当課である総務課において素案を作成し、その素案に基づき庁内での協議を行い、原案として取りまとめ、次年度からの運用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 まさに状況を考えれば、この事業は随意契約に付する場面かなというふうに思います。

それにしても時間がないということでもあります。マニュアルは取りあえず、先ほど言われたように、ほかの自治体のものを引用して、暫定的なものでもよいのではないかなと思っております。マニュアルがない状態で契約を遂行するより、やはり暫定的でもそれに沿って進んだほうが、先ほど述べたリスクというものを考えれば、間違いが少ないのかなと思っております。不要な事態を招かないで済むかと考えます。来年度ということではありますが、そうするとすぐということの思いでよろしいのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

マニュアルに関しては、先ほどお答えしたとおり、手順を踏んで、まず担当課である総務課で素案を作成し、庁内で協議を行い、原案として取りまとめ、次年度からの運用という形で、なるべく早期にマニュアルの策定をしたいと考えております。

もう一点、ほかの自治体のものを参考とした形でのマニュアルの運用というふうな話でありましたけれども、まず先ほど来申し上げております地方自治法施行例等にきちんと該当するというふうな判断ができれば、適正に運用はされ

ているものと考えておりますので、まずはその点をきちんと対応しながら、そしてマニュアルを作成し、そのマニュアルを職員のほうに周知徹底し、適正に対応していくというふうな考え方で進めていきたいと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 マニュアルはその自治体の、結果的にその時代に合ったものに都度改定していく必要があるだろうと思っております。ぜひ早期の活用をお勧めいたします。

3点目です。山伏線の半年間の実証結果をまずは伺います。

議長 企画課長。

企画課長 実証結果についてお答えします。

令和2年10月から1月末までの運行結果になりますが、一月当たりの利用者数は平均62人の利用でございました。1日当たりでは、往復の平均になりますが、5人の利用という状況になってございます。最大で1日往復ですが13人利用されたという場面もございます。これまで51日間運行してございますが、利用者がなかったというのは2日間となってございます。

利用の目的でございますが、病院への通院であったり、大規模商業施設での買物などが主なものというふうになってございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 この事業は、1年間に換算しますと1,000万近くの事業でございます。週3日の定期便での運行となっております。時には2日間ということではありますが、空車で走ることもあるということでございます。

公共事業では、やはりあるものをできるだけ無駄を省き、しかも利便性の向上を考える必要があると思っております。例えば完全予約制や利用者の状況に応じて臨機応変な運行ルート等も視野に入れて、事業者との契約の仕方を含め、様々なシミュレーションをこの9月までにしておく必要があるのかなと思っております。

今までの半年間の実証運行をそのまま繰り返されるのかどうか、その辺考えを伺いたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 先ほど利用状況を申し上げましたが、半年間の利用状況では、利用者から便が減っても運行してありがたいであったり、なくなっただけは困るというような意見もいただいております。まずは、1年間実証運行が必要だというふうに町では判断しております。このことから、あと半年間実施したいというふうに考えておるものでございます。

議員ご指摘のとおり、今後の経費の削減や利便性の向上を目指して、運行方法を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひいろいろな広報、シミュレーション等やっていただきながら、やはり利便性の向上は図っていくべきものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、西和賀高校が作成しましたまち・ひと・しごと図鑑についてであります。昨日も2名の同僚議員により、立て続けにまち・ひと・しごと創生総合戦略策定についての一般質問がございました。町にとって非常に重要なワードだということの表れだと思っております。

また、今回初めて当町でSDGsというワードが出てまいりました。持続可能な開発目標ということで、2030年までにその目標を達成しようというものですが、私たちは少しこれに関して出遅れた感が否めません。これからでも早急に研修等の機会を設けて、全庁でこのSDGsについて知るべきではないのかなと思っております。個人で、あるいは地域で、あるいは学校または町で、おのおの目標達成を目指すことが求められております。そして、全ての取組が皆つながっているのだということでもあります。

西和賀高校が作成したこの図鑑は、広い分野においてその起爆剤になるものとして活用でき

るのではないかな思っているところがございます。

そこで1点目です。この図鑑作成については、各種メディアに取り上げていただきまして、評価をいただいているところだと思います。町はどのように捉えているのか伺います。

議長 教育長。

教育長 西和賀高校が作成したまち・ひと・しごと図鑑についてお答えさせていただきます。

西和賀高校で学びたいという生徒をこれから広く募集して、併せて町の活性化のために魅力ある高校づくりを、在り方を検討している中でしたが、とてもすばらしい学びであり、図鑑であるというふうに考えているところです。

西和賀高校では、人生100年という中で、自分の将来設計に意欲を持ち、心豊かで地方創生に貢献できる人材育成を目指して、総合的な探究の時間において、いのち輝く百年創造塾の取組を展開しています。今年度は、西和賀高校の1、2年生が町の地域おこし協力隊の皆さんの応援を受けて、町内で働く方々にスポットを当て、取材を通じて町の魅力を発見し、その内容を記事にまとめ、これを図鑑にして町内外に発信する取組をしております。作成されたこの図鑑は、町内の小中学生のほか、西和賀町を知りたい町外の方々への資料としても活用できる冊子であることを認識しております。

先日行われた1月21日の銀河ホールにおける完成発表会では、その内容と、生き生きとそこで発表する生徒の姿が、この取組が生徒たちと町の方々を仕事という視点から交流をつくり出したこと、それと生徒が生き方についてしっかり向き合う機会になったと感じているところです。

この仕事図鑑づくりは、さらにテーマを絞り、発展させたいと伺っているところです。この実践が町内外の小中学校や西和賀町の活性化にとっても新たな魅力につながるカリキュラムと捉えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。本当に素晴らしい取組をしていただいたなというふうに思っております。町の地域おこし協力隊とがっちり協力し合ってつくり上げてあげたということでございますし、またさらにこれを発展させるのだということでございます。

町が西和賀高校とこのようにコラボレーションすることの効果を考えれば、高校生が町に少しでも興味を持ってもらうことにより、ふるさとを意識してもらうことができれば、将来町にとって最低でも関係人口につながっていただくことができ、地方創生につながってくるものと思っております。高校生にとっても、心ふるさとという思いがあることは将来の支えにもなっていくことであり、よいことだろうと思っております。また、このようなコラボレーションはメディアに興味を持っていただいております。戦略効果がとても高いと思われま。これらのことを踏まえて、2点目をお伺いします。

今回西和賀高校より、町にとって素晴らしい財産をつくっていただいたなと思っております。これを活用して観光商工面、U・Iターンの勧誘、それから地域の活性化へとつなげていくチャンスではないのかなと考えております。各課に考えがおりなのか、また既に取り組んでいることがあればお伺いします。

議長 教育長。

教育長 まち・ひと・しごと図鑑を活用した町の取組についてお答えしたいと思います。

議員のお話のとおり、この図鑑は西和賀町やここに暮らす人々のすばらしさを引き出してくれる町の財産であり、地域の活性化や魅力的な西和賀高校づくりにもつながるものと思っております。

繰り返しの答弁になってしまいますが、図鑑づくりは今後も西和賀を支えてきた健康、福祉、農業、林業、商工業、6次産業、観光業等など、

テーマを絞って取り組む予定であることから、学校と各課の連携の推進が今後図られるものと考えております。

具体的にこの図鑑を活用しての取組について、各課に考えあるか、既に取り組んでいるかというご質問ですけれども、もっと西和賀町を知りたい方やUターン、Iターンを希望する方へのPR資料、それから観光の資料への活用も狙っている一つとして作成されているものと伺っておりますので、今後活用については、完成された図鑑とこれから作られる新たな図鑑づくりを通して、学校と各課で検討を重ねていけるように推進してまいりたいと思っております。

高校のほうから頂いた資料等読ませていただきますと、校長先生のお話も聞いたところなのですが、Uターンして農業をされている方々、どうして来たのかなというようなことを掘り下げていって、これからUターンを希望される方々の資料となればいいなこととか、福祉の未来についての会議を開いて、それを資料とするというようなお話等も今後の見通しとしていろいろあるようです。そこ辺りを各課にも協力していただきながら、推進を図っていけたらというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。今の教育長の話を受けて、今の時点で例えば観光商工課長、それからふるさと振興課長さんの今のお考えがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご質問ありがとうございます。私もまち・ひと・しごと魅力図鑑は見させていただいて、残念ながら発表会にはちょっと伺えなかったのですが、当課からは地域おこし協力隊として来ていただいている広瀬協力隊員に全面的に協力をしていただきました。そういった中で、様々な生徒たちの新しい視点の中で見

ていただいたことをしっかり魅力として図鑑に
していただいたのだなというふうに感じておる
ところです。

観光面においても産業面においてもそうなの
でしょうけれども、様々なこのような視点の中
で、取り入れていけるところはしっかり取り入
れていながら、対応させていただきたいとい
うふうに考えておりますし、今教育長も申した
ように、さらに掘り下げていく、1年で終わる
ような事業ではないようですので、さらにそれ
ぞれの分野を掘り下げていくことで、また使え
るもの、活用できるものを我々としても考えて
いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 私のほうからもお答えいたし
ますけれども、私も完成発表会のほうに参加さ
せていただきまして、図鑑のほうも見まして、
今回この図鑑には25の方が取り上げられてい
るということで、中にはもともと町に住んでい
る方もいれば、移住されている方もいるとい
うことで、非常に生徒の皆さんにとってもすごく
いい学習の機会だったと思いますし、内容的に
もまず町の方々がこれを見ると元気をもらえる
というふうに思いますし、あとは例えば出身者
の方であれ、出身者ではない方でも、この図鑑
を見ることで西和賀町にすごく大きな魅力を感じ
てもらえるのではないかとこのように捉えて
おります。

今回ふるさと振興課は、協力隊の統括課とい
うことでしたので、西和賀高校の校長先生から
私のほうにお話いただきまして、各課の協力隊
に呼びかけまして、皆さん協力して、このよう
な形で立派な冊子ができたというふうに考えて
います。今後もまだ続くというようなこともあ
りますので、協力隊の意向にもよるのですけれ
ども、求められる部分であれば、やっぱりそう
いうところで協力はしていきたいというふうに
考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 またさらに次年度に向けてこの事業が、
プレッシャーがかかるとうまくないのですけれ
ども、楽しいものとなっていくのではないかな
というふうに思っております。

3点目です。これを機にさらに高校、地域、
行政の3者が連携を強化していかなければなり
ません。これは、県教育委員会も提唱しており、
これが確立されているか否かは高校存続に大き
く関わってくるとのことです。当地域出
身の生徒が我も我もと入学する高校を目指さな
ければなりません。令和4年度に向け、既に新
しい事業の準備は始まっているものと思ってお
ります。3者が連携し、プランを着実にこなし
ていかななくてはなりません。これはやはり、西
和賀高校の意見や意向を十分確認しながら、ま
た交換しながら、行政が率先して推進してい
かなければならない場面が多いのだらうと思っ
ております。特に生徒の県外募集、山村留学は町
の事業でございます。方策をお伺いたします。

議長 教育長。

教育長 3者の連携強化による今後の取組につ
いてお答えしたいと思います。

これまでの連携の取組を継続していきますし、
今後においても次の3点のことを特に進めたい
と考えております。まず1つ目ですが、繰り返
しにはなりますけれども、西和賀のよさを生か
した魅力ある事業づくりの支援と県外募集の推
進になります。地域のよりよい人材、資源を生
かして作成した今回の図鑑と同様、学校と地域
が協働して事業を展開し、生徒にとって新たな
キャリアを生む魅力ある授業づくりのための支
援をしたいと考えております。そして、その授
業を柱に、県外募集を推進していきます。その
実現のために、令和3年度の新規事業として、
新たに西和賀高校と協働した地域人材育成事業
を当初予算に計上しております。

2つ目は、生徒の活動や学校の実績などの情

報を伝えられる広報活動に力を入れてまいりたいなというふうに思っています。今後も魅力ある事業から様々な成果が期待できます。その活躍をタイムリーに、そして積極的に町の皆さんや町外の皆さんに発信できるように、学校と町が連携していきたいと考えているところです。また、引き続き町内外の中学生にも西和賀高校の魅力を伝えていきたいと考えているところです。

3つ目になりますが、確かな就職、進学の実績づくりの支援になります。現在行っている学習支援や語学研修及び進学、就職等の各種試験や検定の助成を継続して、そこで培った様々な学び、資質、能力を遺憾なく発揮できるように学習環境づくりを支援し、生徒の夢の実現に向け、しっかりとした進路指導の充実を図ってまいりたいと考えているところです。

このように、高校、地域、行政としっかり連携し、西和賀の生徒が町のよさを学び、魅力ある学校発信し、町の活性化の推進者や後継者となる、そのことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。

最後でございますが、この件に関しましては何といたしても、町長の思いも十分反映されていかなければならないのではないかなと思っております。町の存続と高校の存続は並行、同じであるというふうな発言も今までされております。町長の思いを最後にお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま高橋輝彦議員さんから、このしごと図鑑づくりということで、画期的な取組について取り上げていただき、質問をいただいたところでございます。これは、誰が見るにも非常にやはり大変な活動に着手したということの高い評価をいただけるものというふうに確信し

ております。

そして、私の思いですけれども、この立派な図鑑ができました。この立派な図鑑を活用して何かをやるということも非常に大事ではありますが、この図鑑をつくり上げるために行動を起こした高校生、そして取材を受けた住民の皆さんとの接点、そこにおける人と人との感動といいますか、そのことをもっともっと表に出して引き上げる。そして、地域住民が地元の西和賀高校に対する評価をぐっと広げる、そこに結びついていくことが一番であります。言ってみれば、やっぱり地元と今回の接点を持つことによって、実際の高校生の活動見ることによって、それをどんどん行動に、そして発言に結びつける住民力ですか、地域の住民の皆さんには、ぜひそこを期待したいし、今後の活動においてどんどんそういう接点を持っていただきたいと願っているところでございます。

まず、今回は第1回目でございますので、今回接点を持った皆さんには、改めて地域の高校の評価、高校生の評価、そして自分も参画し、そのことを声を上げて皆さんに呼びかけるという活動に結びついてほしいし、そういう方向に我々も仕掛けていかなければならないというふうに思っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。あらゆる方面より、適材適所で協力を求めながら、もう一つはタイムスケジュールに合わせながら、確実に、着実に進めていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。終わります。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは、刈田敏です。3月定例会2日目、7人目、最後の質問者となります。お疲れのところだと思いますけれども、お付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。少しでも前進できることに期待して、議論してまいりたいと思ひます。今回は大きく3つの質問を用意してきましたけれども、最初から質問してまいりたいと思ひます。

最初の質問は、地域自治組織及び公民館と町のあり方についてであります。条例改正のため、公民館というものがなくなったということはそのとおりでありますけれども、聞いている方もちょっと分からなくなることもあると思ひますので、地区集会所、公民館という形で一緒に申し述べることもあると思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問に入ります。令和4年度より進める地域自治組織及び公民館と町のあり方について伺うものであります。これまで行われてきた行政区や地区協議会の在り方について、どのように分析されているのか、また活動、それから支援等について伺うものです。よろしくお願ひします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの刈田議員さんからのご質問は、地域自治組織及び公民館という分野でございますので、担当している課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

地域自治組織である行政区と地区協議会としての観点でお答えいたします。地域自治組織、いわゆる自治会は、それぞれの地域で住民相互の協力、親睦のために、行政とは別に任意でつくられた自治活動を行っている組織というものでございます。旧沢内村地域における行政区、

旧湯田町地域における地区協議会がそれに当たるものと考えております。それぞれの地域において、地域の生活や暮らしを守るため、新年会や雪あかり、盆踊りや敬老会などの各種行事の実施のほか、堰普請や道路の草刈り、花壇整備や地域除雪など、町の魅力づくりや環境整備、地域課題の解決などに取り組んでいると理解しております。

その一方で、少子化、高齢化が進み、地域行事に参入する人が減ってきていることや、自治会の役員、地域除雪など、仕事の担い手が不足していること、また活動資金が厳しくなっていることなど、多くの課題が出てきているものと認識しております。

町では、自治活動交付金のほか、コミュニティー助成等のあっせんにより、地域活動の維持、活性化を支援しているところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これまでの地区、それから協議会等は、長い歴史の中で、やっぱり町、村をそれぞれ支えてきたものであります。これがほかに比べて多いということは、分からないでもないですが、これまで大きな改善もなく、いきなり来年度から活動していくということに関しては、かなり住民の方々も困惑しているように見て取れます。何といたっても説明によると、個々の負担が増していく状況なのが目に見えるような形であります。

公民館の維持は、多くの費用がかかることは目に見えていることで、各自治組織がお金を捻出していくには、現在のところ個人負担でしかないような状況であります。理想的には、自治組織が事業等で利益を確保し自立できれば、目的に沿ったものになると思ひますけれども、全ての組織ができるには、まだまだ時間がかかると思ひますし、それぞれ個人差等があると思ひます。今後についての金銭的な支援についてはどのようにお考えなのか、お聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、現在29の行政区に1自治組織というふうなことで、29の自治組織というところでお話すると、まず財政的な支援といたしましては、自治活動交付金というふうなところで町が交付をして、自治活動の支援を行っているところがございます。また、今回の提案にありました公民館の集会所というふうな部分でいきましたも、公民館にかかっている維持管理経費というふうなところにつきましても、同じように交付をしていきたいというふうには考えているところがございますので、まず今の現状の交付額というものを確保しながら、支援をしていきたいというふうには考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 説明会が新町地区でも2月22日にありまして、時間延長まで諮りまして、なかなか当局側の答弁がまだ定まっていないところや疑問点が多かったと思います。支援については、今後きちっと検討していくということなのか、その点をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、自治組織に対する支援ということですが、今お話ししました財政的な支援につきましては、一括交付金ということで交付をさせていただくということは説明しているとおりで、あと人的支援という部分でいきますと、集落支援センターの設置によって、そこに地域担当職員ですとか、集落支援員を配置するというふうなことで、役職員等の負担軽減などにもつなげていきたいというふうには考えているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援については、また後ほど質問してまいりますけれども、次の質問に移りますけれども、これは説明書等にありますが、

町のあり方検討の経緯について、総合的に見直す必要が明らかになったということをお話していますが、この辺を具体的にご説明願います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町は、これまで行政区長や公民館長を町の特別職非常勤職員として業務を委嘱してきましたが、昨年4月に改正地方公務員法が施行され、見直しが必要となりました。その対応として、地域自治組織や公民館の現状や課題を整理する中で、地域自らが取り組まなければならない課題が増えており、地域の課題対応力の強化が求められていること、少子高齢化が進み、地域で活動できる人材が不足してきており、個人への負担が大きくなっていること、そのほか町の財政環境が厳しさを増しており、町から地域への支出も取捨選択が求められていること、また公民館の設置数も多く、老朽化が進んでいることなどがあり、改正法への対応にとどまらず、総合的な見直しが必要であるというふうには考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりでありますけれども、やっぱり持続していく地域をつくっていくには、これは必要なことではありますけれども、あまりにも急激な変化によって、対応できるのかどうかというのが非常に心配なわけで、次の質問に行くわけですが、実施計画が延びた理由について、令和4年度以降順調に実施するための進め方についてのスケジュール等についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回の検討の中で、当初見直しの対応のうち、できるものは来年度から導入、変更していきたくておりましたが、外部検討委員会等での意見として、現在の行政区長、公民館長

の任期は令和4年3月までの2年間となっており、任期途中で制度が変わることになり、町から委嘱を受け引き受けたものの業務が中途半端なものになってしまうのではないかと、また各自治会の役員を選考は2年サイクルで、令和4年3月までで決めているところが多く、途中の見直しは自治会運営に支障や混乱が生じることもあるのではないかといったご意見が多数ありました。ということで、まず制度自体は令和3年度に整備し、令和4年度の施行に向け、各地域において改めて運営の在り方ですとか、相談していただくという必要な期間を設けまして、情報提供、集落支援センターの設置の準備と、支援員の選任等について、そういう部分についても地域のご協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 今回この公民館条例と、それから新たに自治組織の条例が認められたわけですがけれども、時期的に今やらなければいけないのか、そこをちょっと確認したいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、先ほど説明したとおりでございますけれども、令和2年度に地方公務員法の改正というところで、行政区長ですとか公民館長の位置づけというものが変わるというところを契機として、それに対応した町の関わり方というのも見直しをしなければならないというところでした。それは、やっぱりこの法律の改正に伴いまして、準備等をして令和3年度には進めなければならないものというふうに考えておりました。そういうことで制度を定めて、そして施行についても3年を目指したというものでございます。

ただし、検討の過程において、先ほども説明したとおり、地区の役員の方々から、やっぱり年度途中というか、任期途中での改定は本当に

地域にとっては混乱を引き起こしてしまうのではないかというような意見が圧倒的にあったことから、まず制度はしっかりと決めて、その中で令和4年度の施行に向けて、地区の中でもじっくりと相談をしていただきたいというふうに考えたものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 聞き方というか、こういう聞き方しかできなかつたのですけれども、年度途中というのは話は伺ってございましたけれども、それについては理解できますけれども、そのまま移行した時点ですぐできるのか、要するに先ほど質問しましたけれども、スケジュール、具体的なスケジュールと、または常にそのたび協議していくようなことであれば、またそういうこともあると思うのですけれども、具体的に今どのような1年を計画しているのか、その点お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、自治組織の役員の関係につきましては、まず今回の提案ということになりますので、要するに、例えば令和4年の4月から新たな役員に替わるとなれば、それは令和3年度中の、要するに令和4年の3月の総会で決定するような形になると思いますが、それ以前に地区のほうでは、様々な機会を通じて今回の制度というものの理解に努めていただくようなこととは思っております。

また、公民館につきましては、今いろいろ修繕の関係で各地区にお問合せをしておりますけれども、大体修繕の方向性というところを受けて、またどのような負担の在り方をするかというようなところは、令和3年度の9月あたりまでに答えを出していただくような方向でと考えております。

また、自治活動交付金につきましても、これまでどおりの自治活動交付金に加えて、地区の

役員の区長報酬ですとか、公民館長報酬という部分を上乘せした、上乘せというか、一緒にした形で交付することになります。明細のような形で地区に令和3年度中にお示しして、まずその中身をよく理解していただいて、令和4年度からどのような形でそれを、そのまま配分する形もあるでしょうし、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 その都度というか、令和3年度中にはきちっとその辺は、自治交付金等含めて、きちっと決着つけるということでもよろしいですかね。

次にですけれども、集落支援員について伺うわけですけれども、集落支援員の仕事の内容については、説明書等にも書いてありましたけれども、もうちょっとかみ砕いて説明できないのかなということがありますけれども、住民が集落支援員さんがいらしたときに何ができるのかというあたり、集落支援員の仕事の内容と、それからその支援員の採用についての考え方、それから採用方法についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、集落支援員の仕事の内容といたしましてですけれども、町内6か所に設置予定の集落支援センターに勤務するもので、町行政に関する地域の声の収集、町行政に関する相談の聞き取り、地域住民への町行政情報の発信や広報、一括交付金の交付等の窓口担当ですとか、地域自治組織が行う地域資産の管理、保存に係る支援、あと住民のデジタル化の支援というようなことで、デジタルサポーター的な役割を想定しております。

集落支援員は、会計年度任用職員として町が募集、採用するもので、まず町が想定している業務ができるように、また地域に溶け込んで地域活動の支援の担い手になれるような人材の採用に向けて、地域からの情報もいただきながら、

採用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これは区長さん、それから協議会長さんがやってきた仕事、相談を受けるとか、そういうことあるのですけれども、あえてなぜこの集落支援を今西和賀町で取り入れようとしているのか。どうも予算ありきなのかというようなどころもありますけれども、かなり必要とされますし、これは機能は果たすと思う、すばらしいことだと思うのですけれども、逆な感じでいくと、どうもしぼんでしまうのではないかなという思いがします。集落支援員を今回入れようとした最大の目的というものは、どのようなところなのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員ということでございますけれども、まず地域のほうで令和元年度にヒアリングなども行いながら、その状況を確認してまいりましたけれども、その中ではやっぱり人口減少によってという部分で、地域活動が少し停滞してきているとか、あとは役員の負担が重くなっているというような部分があります。

そういうようなところで、確かに地区にはそういうふうな代表者となる区長ですとか、協議会長というような部分、重要な役割の方々はいるのでございますけれども、その方々の業務を少し負担軽減を図るように手伝えるような部分というのにも必要だというふうに考えておりますし、あとやっぱり令和元年度にふるさと振興課のほうで集落点検というようなことでヒアリングを実施したわけですけれども、そういう部分の聞き取りというのが、やっぱりこれまでそうそうやってこれたということでもなく、そういう地域の声を聞くということが最も大事だというふうに考えているところでございます。

また、やっぱりこれまたヒアリングの結果な

どを受けてというところになるのですけれども、お互いの地域の情報を知りたいというような意見もございまして、そういう部分で集落支援員がそれぞれの地域の情報を把握しながら、協力体制のほうに結びつくような形で提供できればいいというふうにも捉えております。

また、地域の住民の方が自ら情報発信をしたり、あとは情報を満遍なくというか、滞りなく受けられるというような仕組みづくりというのも大切だというふうに考えて、そういう部分の活動支援というところも重要な部分と考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 集落支援に関しての選出というか、選定なのですけれども、これはやっぱり地区になじまないと、どうもそこで壁ができてしまうと思うのですけれども、協力隊等いろいろ話がありますけれども、地区で選出というか、そういう形でこの人が欲しいとかということは可能なのか、その点をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、基本的に公募というようなことでは考えています。ただし、やっぱりなかなか応募があるかというところ、そこもちょっと難しいところもあるというふうなこともありますし、先ほど議員がおっしゃったとおり、その地域になじむというか、打ち解けるような、そういう人材という方も大事だと思いますので、まず状況を見ながらという形にはなると思うのですけれども、候補となる方がいれば地域からお聞きするというところもあると思いますし、そういうところで募集のほうは、募集とその地域からの協力を得てというようなところで、併せて進めたいとは思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 1 点目としては、そういうことになると、

全地域にいるところといないところが出ることもあると思うのですが、その辺はどういうことなのかということと、その条件、地域の中でこの人がいいとかと推薦するようなこともあり得るのか、その点どうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、地域のほうからそういうふうにおすすめしていただくというのはあり得るというか、ぜひそういう推薦される候補の方がいればしていただくというふうに考えていますし、それと併せて公募もしながら、調整というのは出てくるかと思えますけれども、いるところといないところもあって、そこはちょっと状況見ながらということになりますけれども、併せて進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 その状況を見るということは、いるところといないところがあって、これを進めていくとなると、ちょっと理解に苦しむのですけれども、どういうことですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 例えばある地域によっては候補者がいて、その方をというところで、いろいろ採用については面接などしながらというふうに思っていますし、あといないところについても、公募のほうで応募いただくように努めて、6 地区全て一気にスタートできるかというところ、集まり具合というのもちょっと今のところでは確実なところは言えませんので、ただし6 地区一気に、一緒の時期にスタートできるような形で採用できるように努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これからということなようではございますけれども、支援員に関しても、地区公民館の一部を事務所としてということで、ちょっと金銭的になって

くるのですけれども、例えば新町地区の場合、集落支援センターと地区集会室、このすみ分け、そこに支援員が入ったときの管理、その辺を確認したいと思います。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　集落支援センターにつきましては、6地区ということで、まずは今ある地区公民館を中心的な施設として配置させていただきたいというふうに思っているのですけれども、要するに施設の中の1部屋のような形の部分を借りまして、そこで活動をするというようなことを考えております。

実際のところ負担区分みたいなのはありますので、そこはまだこれからの検討というふうになっております。いずれその施設全体が集落支援センターとなるということではなく、支援センターというか、集会所となる公民館の1部屋をお借りするような形で考えております。

以上です。

議長　　刈田敏君。

1番　　これからということでありまして、非常にこれシビアな問題だと思います。玄関から入ってきてトイレを使って、水道、電気、この辺というのは非常に管理というか、管理費については問題が出てくるのだと思います。

新町地区の公民館についてちょっと例を挙げると、この条例はなくなったのですけれども、西和賀町公民館条例に基づき西和賀町立新町地区公民館併設新町公民館設置規約、これに基づいて10条においては管理人を置くことができますよと、これ町の条例と同じです。その中で、11条、公民館活動及び管理運営にかかる費用については、区費をもって充て、その額については毎年総会において決めるほか、町活動補助金及び施設利用料、寄附金を充てるということで、新町地区においては区費から捻出しております。

公民館の事業については、令和2年度分なのですけれども、利用回数が111回で前年比56%、

延べ人数が1,134人、前年比45.7%、かなり使用できております。これを管理人をお願いしまして、日中、夜、鍵の開け閉め、水道、その他もろもろの管理をしていただいております。掃除は利用した人たちが9時までに全部片づけて帰る、そういう運営をしていますので、新町公民館は西和賀町で一番きれいなところだと私は思っているのですけれども、それぐらい管理を行き届かせて、町のものだということで頑張ってきて、区費から管理人費を今まで捻出してきたのです。具体的に金額は言いませんけれども、それが平成18年度から管理費を町が合併して以降払わなくなったというのはそのとおりですけれども、何とかここを捻出していくということでやって、区民に負担をかけてきたのです。

今回集落支援センターができた場合、これは範囲が広がっていくわけでありまして、その辺の考え方というのはどうということですか。地区館を利用できるとかできないとか、管理に関わることでどのように考えておりますか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

施設といたしましては、まさに今のような形、区で決められた管理の仕方ということになると思っております。ただ、町としては、例えばその財政的な支援として行っておりますけれども、自治活動支援交付金の中にも1施設当たり幾らといったような部分の交付算定もしておりますし、あと実際これからも公民館というか、集会所化して維持される場合には、今かかっている部分の負担を当面の間していくというような話もしておりますので、その部分は変わらないものと思っております。

ただ、集会所の中に、集落支援センターというような位置づけで1部屋お借りするということにつきましては、改めてご相談させていただいて、そういうふうな負担の在り方というようなところをこれから決めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これ新町地区公民館だけでなく、6つそうなってくると思うので、それについての経費については今後相談するということですが、管理というのは非常に必要なことだと思うのですが、そこも踏まえてということですか。管理費はもう出せないという、出せませんということですか、その辺ちょっとお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、今考えておりますところは、先ほどからちょっと話をしているとおり、集落支援センターという位置づけの部分でお部屋を1部屋お借りするということで、その負担を町はするというふうなところを考えておりますし、また必要な、毎日開けるような形になるので、冬期間は人が通れるような除雪とか、そういう部分については、まず今考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 必要ないということはないというか、今後のやり取りだと思うのですが、もし自分たちがやるとなれば、そういうことも可能だということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 必要ないというのは、集落支援センターの機能ということで……

(集落支援員の声)

ふるさと振興課長 まず、集落支援員につきましては、旧小学校区を単位にしながら、6地区6人の選任をしながらということで、これはやっぱりその地区の意向を聞きながら、必要な支援というような部分を考えて設置することにしたものですので、そこは各地区に1人、旧小学校区に1人というような配置は行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 集落支援については、まだまだちょっと地区との協議が必要になっていくことだと思うのですが、これは何とか来年度からできるようには相談していただきたいと思っておりますけれども。

次の質問に行きますけれども、これに関わる町職員が行う集落支援員の支援、助言とは、どの程度を想定しているのかということをお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センターには、集落支援員のほか、町の職員が交代で勤務することとしておりますけれども、町職員としての分担業務を集落支援センターで行うという、いわゆるリモート勤務の仕組みを考えております。したがって、本来の業務を行いながらであるために、集落支援員と同じ業務を担うというものではなくて、あくまでも集落支援員の助言、支援ということでのサポートを考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 非常に分かりにくいのですが、その集落支援委員がない場合、いないというか、見つからない場合は、そこには行かないのだろうと思っておりますけれども、そういうことでよろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

配置につきましては、まずそこに2人、集落支援員と職員は一緒にいるというふうに考えています。集落支援員につきましても、ただそこにいるだけでは、なかなか地域の声というのが聞き取れないという部分もあると思っておりますので、場合によっては自ら外に出てというようなこともあると思っておりますし、そうなってくると職員をその集落支援センターの中に配置しながら、例えば来る町民の方々への対応という部分も必要

になってくると思っております。ですので、まず2人セットということによってそこに入ってくるというふうを考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 言いたいことは大体分かることと、あと理想的にはすばらしいと思います。集落支援員がいて、お年寄りたちが行っているいろいろ話したりもできるとかということもあると思いますし、できるのであればいろいろな書類等まで指導してもらえれば、これは農業関係等もいいのかなと思いますし、本当にそれが理想だと思うのです。そこまで行くにはかなり時間がかかっていくのではないかなと思います。いずれスピード感を持ち、何とか進めるようなことを、やっぱり令和3年度、本当に住民の不安というか、それがあろうと思うので、何とかそこを克服してやれるような体制でないと、ちょっと仕組みはいいにしろ、かなり難しいのではないかなと思います。頑張ってもらうしかないのですけれども、それに対してもやっぱり地区ともう少し協議できる時間を取りながら、進めていただければなというか、それしか言うことないと思いますけれども、それで頑張っていただければと思います。

それでは、次の質問にまいります。第2次農業農村振興プランについて、昨日は同僚議員から8項目の具体的なことについて質問ありましたが、重複することもあると思いますけれども、質問したいと思います。

令和3年2月3日に開催された農政推進協議会において話題となった、第2次農業農村振興プランの情報交換の内容についてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの質問に答弁してまいります。

2月3日に開催されました農政推進協議会においては、町で捉えている西和賀町の農業の現状を説明し、委員の皆さんの考えとすり合わせ

を行いながら、次期3年間の行動計画作成のための重点項目の設定までを行いました。短期的なスパンで見ますと、農業農村の情勢はいまだに厳しいものがありますが、10年、20年の長期的スパンでは、明らかに状況が変わってきております。

西和賀町の農業産出額の減少に歯止めがかかり、法人経営体が増加するなど、西和賀に根づくという傾向も見られます。また、東日本大震災やコロナ禍で田園回帰の傾向はますます強まると見られ、西和賀町の様々な安全性は一つの強みになるものと考えております。こうしたことを踏まえ、農業農村が将来にわたって持続できることを最重点課題として、本年度中にプランを策定することとしております。

情報交換の詳細については、担当課長のほうから説明を申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうからさきの農政推進協議会で話題となった主要な事項について、何点か報告させていただきます。

まず、担い手の育成という部分でございますが、基幹的農業従事者の大部分が70歳以上となり、農業者が減少する中で、数少ない若手農業者が担う部分と、70歳以上の方が担う部分の役割分担の必要性について論議されました。また、後継者を残していくためにも、スマート農業の取組は本地域でも重要であること、どうしても大規模農業の機械化が先行しがちであるが、この地域に合った方法で開発していくことも必要ではないかといったご意見がございました。

次に、集落を将来にわたり持続するための体制についてですが、行政区、協議会、中山間、農地・水と多くの組織があり、その連携についてが話題となり、中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算の活用が鍵になる旨の論議がありました。

6次産業の拠点について、現状を変えるためにも、6次産業に限らず、西和賀の中心となり、

人の流れを変えられるような夢の持てる構想が必要ではないかというご提案がございました。

まだまだいろいろなご意見をいただきましたが、現状の計画は細かく計画を立て過ぎて、実績を上げることができなかつた部分も多かったので、いかに絞って実績を上げていくかを考えたほうがよいというご意見もいただき、次期重点項目8項目は妥当と判断していただいております。既に時間が少なくなってきましたが、今年度中の策定に向けて作業を進めております。

議長 刈田敏君。

1番 長期スパンでの農業の状況が変わってきているということでありませけれども、西和賀の農業状況がよくなってきているという点について、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、大体10年前と比較して、西和賀の農業指標がどうなっているかについてご説明していきたいと思っております。

何点か説明します。まず、担い手への農地集積の状況でございます。平成23年と令和元年を比べておりますが、10ヘクタール以上の経営面積を持つ農業経営体は、平成23年が14組織、このうち集落営農組合が2組合、法人経営体が2法人、10ヘクタール以上の経営面積を持つ、経営体の合計経営面積が288ヘクタール、水田1,600ヘクタールですので、これに占める割合が17.9%となっております。これが令和元年には、10ヘクタール以上の経営体24組織、集落営農組合8組合、法人経営体が5法人、上記経営体の合計面積が666ヘクタール、水田面積に占める割合が42.2%ということで、確実に大規模化あるいは法人組織の強化が行われているということでございます。

次に、これによりまして、町内の水田の作物状況がどのように変化したかということでございます。これにつきましては、平成22年と令和2年を比べておりますが、水田面積1,600ヘクタールというのはほとんど変わっておりません

ので、主食用水稲の面積が139ヘクタール減少しております。ということは、逆に転作がそれだけ増えているということでございます。このほか、大きく増えておりますのは、大豆、ソバ等の穀物類、これが合計で250ヘクタール増加しております。逆に減少しているものとしては、永年性牧草、これは牛が減少しているということで、牧草の必要性がなくなっているということもございませますが、ここで100ヘクタール減少しております。

また、自己保全等、作物を作らない転作が60ヘクタール減少しております。平成22年は、転作面積に占める不作付の転作面積、いわゆる生産を生まない面積の割合が37.6%だったのが、令和2年には24.6%まで減少しているということで、永年性牧草あるいは不作付地が確実にソバ、大豆への転換がなされているということで、生産性が上がっているというふうに捉えております。

次に、西和賀町のリンドウの生産でございます。平成22年と令和2年の販売額でございますが、JA花巻の販売額でございますが、平成22年が1億9,400万、令和2年が2億1,900万、ほとんど2億円ちょっとで推移しております。ただし、生産農家数は平成22年が109戸、令和2年が57戸、半減しております。生産者はそれだけ少なくなっているということでございますが、逆に考えますと、1戸当たりの販売金額が大きくなっているということで、単純に割り返しますと、平成22年が1戸当たり178万3,000円、令和2年が384万9,000円と倍増しているということで、農業振興センターで1,000万農家の育成ということで頑張っていました、平成22年度は1,000万販売農家が零戸だったのが、令和2年には5戸ということで、こういったことでも農家が頑張っていらっしゃるということが言えると思っております。

議長 刈田敏君。

1番 大変長い説明ありがとうございます。数

字もかなりありましたけれども、私的には本当に頑張っているのではないかなと感じております。

今の答弁を聞いて、農家の皆さんも頑張っているということで、やっぱり農地や農村を守っていくことに本当に希望が持てたというか、町がそれに対してやっていかななくてはいけないのではないかなというような思いがします。

それでも農家数や就業人口は大きく減っているということですが、その点についての対策、展望等がありますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 東日本大震災からあしたで10年ということになります。町長もおっしゃいましたが、田園回帰の傾向につきましては、全国的に広まっているということは、皆さんお認めのことだと思います。ただし、東北地方、特に西和賀のような豪雪の地域では難しいのではないかなというふうに思っているというのがほとんどの方というふうに思っております。私もその一人ではありますが、西和賀普及サブセンターで新規就農者の統計を毎年取っております。それによりますと、平成23年、震災のあった年から今年までの10年間で、新規就農者38名、1年間に4名ということになります。このうち雇用による就農者が19名、Uターン新規就農者が19名ということで、ちょうど半分ずつということになっております。ちなみに、その10年前、平成13年から平成22年までが16名ということでございますので、倍増しているわけでございます。この数字がそんなに大きくないというふうに捉えられるかもしれませんが、震災前に比べて、震災後はふるさとに帰ってこられる方が多くなっているということでございます。

また、基幹的農業従事者、農業を主に働いている方ですが、令和2年の農業センサスによりますと、10年間で275名減少しております。ですので、4名が就農して27名減ですから、年間30名程度の農家の方々が農業をやめられている

ということになります。ですので、個々の農業経営では、何回も申しておりますが、なかなか立ち行かなくなっているということでありますので、ここは個々から脱却し、集落での農地の経営といったものが必要になってくるものと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 私も集落がやっぱり頑張っていかななくてはいけないということは感じていますが、それについては何か対策等は考えられるのか、お伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 昨年3月に食料・農業・農村基本計画が発表されましたが、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくかという視点が重要であって、活力ある農村を実現するため、棚田や田園風景が守られるよう農村政策を推進すると、新たな視点を国が持って言っておりますので、こういった傾向は我々に有利に働いてくるのかなと思っております。

今議会で取り上げておられますSDGs、持続可能な開発目標では、17の指標と169の目標と言われておりますが、落後者を出さないということが一つのテーマであります。ですので、農業経営をリタイアした高齢者の方々、この方々が持っている知恵や技術というのはまだまだ必要ですし、地域農業のためにその辺を役立てていただいて、落後者を出さないという部分で集落を持続させるということが重要と思っております。そのための手段としては、昨日も申し上げましたが、日本型直接支払制度の活用が鍵になってくるものと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 集落機能強化加算というよい制度で、これはやっぱりハードルが高くても大いに活用していくように、ぜひとも多くの集落で取り組めるようにご指導して、推進していただければと思います。

今日の最初の質問でも話しましたが、地域自

治組織や行政区、地区協議会、そして集落支援員がうまくリンクすることで、これまでと違ったやっぱり夢の持てる持続可能な地域の実現に向け、取り組んでいけるのではないかという、本当に夢のある話ではある、小さいですけども、と思います。何とかその辺を町を挙げて、やっぱり進めていただければと思います。

あと一点でありますけれども、このようなことを踏まえて、令和3年度の農業面における予算については、課長はどの程度まで盛り込んだというか、その辺をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 どの程度までというのは、すごく難しいところがあります。実は、農業予算につきましては、令和2年度、牛乳公社の新工場の建設が4億数千万ということで大きかったものですから、その分が丸々なくなっておりますので、農業関係予算としては大きく減額になっております。ただし、改良区さんへの補助とか、細かい部分で我々の立てた部分を大分認めていただいております。厳しい財政の中、ある程度の予算確保はできたのかなと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 農業施策についてはこれで終わりますけれども、コロナ禍にあっては、観光面ではまだまだやっぱり先が読めない状況であるということと、農業面ではちょっと夢があるということとありますので、これ何とか6次産業化に向けて、大いに進めていくことが必要ではないかなという感想でありますけれども、町長、何かありましたら一言お願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま刈田議員さんのほうから、主に農業関係を中心に議論されておりました。それから、集落支援員ですか、集落のこれからの運営についても、結局はいろんな課題を背負って、いろんな不安に対してどのような新しい仕組みを築いていくかと。今まで経験にないことに着手しようとしているわけですから、どうしても

皆さん心配であり、億劫がるところがあると思います。でも、確実に人は減り、世の中が変わっているわけですから、そこに新たな仕組みをぶつけていかないと、集落の維持はできないというふうに思います。ですから、そこには思い切ってやっぱり新たな仕組みに挑戦してみることが必要だと思います。そのために集落支援員、そして職員が地域に入って頑張るといふことですから、その人たちの力も借りながら、ある程度の失敗はあるかもしれませんが、失敗を覚悟でも一歩進むというような気持ちでこちらも頑張りたいし、地域でもそれを受け止めて一緒にやってほしいなというふうに思います。

我々は、今まで随時いろいろな提案をしながら、新しい取組をしてきております。さらに、常にそれを見直しをして取り組んでいかなければならないのだろうというふうに思っております。紹介しますと、特産品ということで西和賀の土地を有効に活用しようということで、西わらびというものが一つ評価されるようになって、増産もされてきました。とにかく品種を設定して、土地を切り開いて増産をして、販売戦略を立てるということでやってきました。非常に大きく評価を得て、西和賀といえば西わらびというふうに言われるようになりました。

さらに、そこで止まっていることなく、今月の末にプレスリリースありますけれども、プレミアム西わらびということで、さらに産地、畑を限定した、さらに高級な西わらびを売り出すというようなことがこの月末にプレスリリースされると思いますので、やはり常にそういう研究を重ねながら、一歩前に出るということの勇気を持つということでもって、みんなで頑張っていかなければならないと思っています。よろしく申し上げます。

議長 刈田敏君。

1番 今度はプレミアム西わらびが出るということで、またいろんな面で発信できるのかなと

思います。

私の提案ですけれども、ワラビ含め、ソバ、各旅館でやっぱりその旅館でなければ食べられない、そういうものを何とかやってもらえば差別化されて、6次産業が伸びるのではないか、そういう気もいたします。

次の質問に入ります。これは、町長の施政方針演述について、除雪について、コロナウイルスを2番目に書いていました。本当に、今になってみれば、ちょっと落ち着いたのですけれども、今年の冬は皆さん本当に大変な状況だったと思います。

そこで質問しますけれども、道路除雪の今後の在り方について伺います。町長より、今年の大雪に対しての対応について述べられておりますが、私としても除雪作業員の方々、町民の皆さんの除雪に対する協力と感謝を申し上げるところですが、本町の除雪においては、除雪計画にあるように、冬季における地域産業の振興、医療施設、町民の健康管理に係る交通確保及び児童生徒等の通学路の確保等、道路除雪は本町にとって必要不可欠なものであります。

しかし、人口減少、高齢化がさらに進む状況にあることから、これは万全の対応が必要と考えます。道路除雪について、現状の問題点、そして将来に向けての考え方を伺うものです。

議長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

冬期間における交通確保は、特別豪雪地帯である本町にとっては大きな課題でございます。そのため、除雪体制には万全を期し、町民の冬季における道路交通への不安解消に努めているところでございます。

今シーズンの降雪の対応としまして、除雪作業員の方々は、通常は午前4時半の出動だったものですが、早朝除雪は4時半の出動だったものですが、それを1時間早めたり、夜は6時過ぎまで除雪したりして、それと併せ

て土日、祝日も出動し、町民の交通を確保してきました。その努力があつて、冬季における地域の産業活動や医療施設への通院、児童生徒の通学路等を確保できたものというふうに考えてございます。

道路除雪の課題につきましては、道路作業員の高齢化や人口減少などの影響から、応募者が減少していることです。このことから、町では限られた作業員で、効率のよい班体制の構築に取り組んでいるほか、除雪機械を更新することにより、作業の効率化を図るための取組をしながら、課題に対応してきていることをご理解いただきたいというふうに思います。

また、除雪対象路線の一部見直しを行うなど、作業負担の軽減も図っております。この除雪路線の見直しは、今後も行っていくこととしておりますが、これには当然ながら住民のご理解とご協力がなければ進みませんし、今後も住民の理解を求めながら、冬期間の交通頻度の少ない路線につきましては、見直しを進めてまいりたいというふうに考えてございます。さらに、除雪作業員確保のために、大型特殊免許、車両系建設機械運転技能講習受講料を補助する制度を新たに創設したいというふうにも考えております。また、町道の一部路線の委託についても検討していく必要があるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 いろいろな対策もあると思うのですが、基本的に除雪作業員の報酬を上げるといふこともあると思うのですが、特別のまた上の特別職ではないですか。やっぱりそういう魅力も高めてほしいのかなとは思っていますけれども、長期的に毎年除雪計画を出しているわけですが、長期的な総合計画等、やはりきちっと問題点を吸い上げて計画することも必要だと思うのですが、その点はいかがですか。

議長 建設課長。

建設課長 役場内部での会議の中では、作業員を確保するためにどのようにしたらいいのかなというようにことで議論はしております。それで、一つとしては、議員おっしゃった報酬を上げることという部分もございますけれども、それは財政との協議になってしまうわけで、結局上げていくとしても徐々にしか、一気に上げていくことはできないだろうということで、こちらは一応理解しておりますし、あとは福利厚生面で、例えば有休を若干増やすだとか、やはり長く続いて健康面のほうからも、ちょっと疲れたとか、そういうので事故を起こされても困るものですから、その辺の福利厚生の部分も検討してきてございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 財政面で大変だということでありましてけれども、この辺はやはりきちっと、町の根幹に関わることでありますので、その辺はうまく何とか対応できるようなことを改めて協議していただければと思います。

次の質問に入ります。県道1号線、盛岡横手線の新町地区においては、除排雪の状況が困難となり、地区民をはじめ利用者に不便をかけているところがあります。今後において不安要素が大であると考えますが、検討を含め、その対応について考えを伺います。

議長 建設課長。

建設課長 お答えします。

県道1号線、盛岡横手線の新町地区の除雪につきましては、流雪溝は設置されているものの、空き家等の前の雪が処理されていない箇所もございます。岩手県からは、必要に応じて拡幅除雪をしているというふうには聞いてございます。今まで頻繁には除雪できない状態にあったそうですけれども、今シーズンからは車両を1台増やしたというふうには聞いていましたので、この豪雪でも新町地区には頻繁に拡幅除雪ができた

とも聞いてございます。したがって、以前より不安要素は払拭できているのではないかというふうに考えております。

あと、国道、県道、町道問わず、除雪作業をする上では、地域の協力がなくては成り立ちません。地域の方々がお互いに助け合う共助も必要となってくると思いますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。今年状況については、新町区民含めて、県土木さんの対応については感謝しているところでありますけれども、歴史的にこの流雪溝に関しては、いろいろな要因があることは、これまでも一般質問等でやってきたわけですが、課長が言うとおりに、空き家の前には雪がたまって、今回道路渋滞、それから事故等も起きているのが現実であります。ましてや私なんか、あと何年雪払いできればとなると、あそこが寸断されるとなるとかなり大変な状況でありますので、この点についてはやっぱり県土木さんのいろいろな話等含めて、何とか解決の道を取って、少しでも解消していただけるように、またお願いしたいと思いますし、これまでも区長はじめ、区民が要望書や、それから直接行ってお願いしている経緯がありますけれども、やはりここに関しては、なぜ新町地区だけということはいろいろ、流雪溝の要因等ありますけれども、何とか新たな改善策を課を挙げて、町を挙げてお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日11日からは予算審査特別委員会に移りますが、予算審査特別委員会については全日程告

知端末放送を行いますので、あらかじめお知らせします。

議員各位には、会期日程に従い、予定した日程で審査を終えるよう、特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 2時06分 散 会